

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案（閣法第五〇号）（先議）要旨

本法律案は、犯罪の被害者の保護を一層充実させるため、財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産（犯罪被害財産）の没収又はその価額の追徴により得た財産等を用いて、当該犯罪行為により財産的被害を受けた者等に対する被害回復給付金の支給を行うために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被害回復給付金の支給手続

1 支給の申請ができる者は、犯罪被害財産の没収・追徴の理由とされた事実に係る財産犯等の犯罪行為の被害者、これと一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等とする。

2 検察官は、1の犯罪行為の範囲等を定めて公告し、被害者等の申請に基づき支給の当否等を裁定して、その裁定が確定した段階で支給を行う。

3 支給をしてなお残余が生ずるときは、申請期間内に申請をしなかった者に対する特別支給手続を行う。

4 支給手続終了後、剰余財産があれば一般会計の歳入に繰り入れる。

5 支給手続の事務のうち一定のものを弁護士（被害回復事務管理人）に行わせることができる。

二、外国譲与財産の支給手続

外国から譲与を受けた犯罪被害財産についても、一に準ずる手続により、被害者等への支給に充てることができる。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。